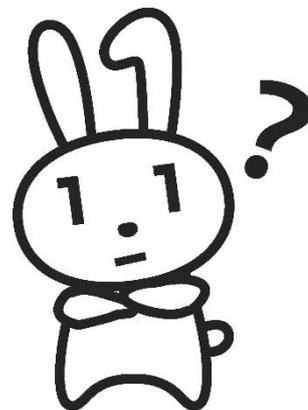


事業者の皆さん マイナンバーを正しく 取り扱っていますか？



事業者は、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。

マイナンバーを取り扱う際には、次の4つのルールを守りましょう！

取得・
利用・提供

マイナンバーの取得・利用・提供は法令で決められた場合のみ。
これ以外では「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄

必要がある場合だけ保管
必要がなくなったら廃棄

委託

委託先を「しっかり監督」
再委託は「承諾が必要」

安全管理措置

漏えいなどを起こさない
ために書類やデータは
「しっかり管理」



マイナンバーの取得にあたっては

- マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認が必要です。
マイナンバーが書いてある通知カードや、マイナンバーカードで番号を確認しましょう。
顔写真の付いている「マイナンバーカード」や「運転免許証」などで本人確認をしましょう。
- マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
- マイナンバーを取り扱う者、取り扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には・・・



1 事業者において講ずることが望まれる措置

- 事業者内部における責任者への報告、被害の拡大防止
- 事実関係の調査、原因の究明
- 影響範囲の特定
- 再発防止策の検討・実施
- 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- 事実関係、再発防止策等の公表

マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住まいの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

2 個人情報保護委員会または業界の所轄官庁への報告

個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に事実関係や再発防止策等を記載し、速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告するよう努めてください。

（影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です）

個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って、報告してください。

（所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、個人情報保護委員会への報告は不要です）

特定個人情報の安全の確保に係る「**重大な事態**」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。次の事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、個人情報保護委員会に第一報をお願いします。

「**重大な事態**」とは・・・

- 1 漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- 2 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
- 3 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態 等

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト（<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>）をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178へ

平日9:30~22:00 土日祝日9:30~17:30（年末年始を除く）

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405（有料）におかけください。

個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-783-578（有料）でも対応しています。

